(表)

	静岡県指定医療機関番号(更新の場合のみ記入してください。)								
Г	ı		1	1	1	1	1	1	
					1		1		
					1		1		
					1		1		
							1		
							1		
							1		
L	l l			ı ı	l l	u u	U		

## 指定医療機関指定(指定更新)申請書(病院又は診療所)

保	医療	機関コ	ード							!	         	 	
険 医	名		称										
療	所	在	地	郵便番	号	-							
機関	連	絡	先		番 号 ルアドレス				_	@	_		
開	住(法人にあ	っては、主たる事務所(	所 の所在地)	郵便番		-							,
設	氏(法人に	: あっては、その	名 (2 (2 (3 (3 (4 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)			電	話番号	(		-			)
者													
標	悪ぼうし`	ている診療科	名										
役	大 員	の職氏	名	別紙のとおり				付	書	類	保険圏の写し		定通知書
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律 □ 第14条第1項の規定により指定医療機関として指定を受けたいので申請します。 □ 第15条第1項の規定により指定医療機関としての指定の更新を受けたいので申請します。 また、同法第14条第2項の各号(裏面記載)のいずれにも該当しないことを誓約します。													
年 月 日													
開設者氏名 (法人にあっては、その名称 及びその代表者の職氏名													
				担当者 氏 名 ( 連絡先 (						)			
	静岡県	知事 様											

- 注1 「保険医療機関」の「名称」記入欄には、正式名称を記入してください。
  - 2 申請種別に応じて□の中にレ点を付してください。

## 難病の患者に対する医療等に関する法律(抜粋)

## 第14条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。
  - (1) 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (2) 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (3) 申請者が、第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - (4) 申請者が、第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日(第6号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分を といことを決定する日までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過し
  - (5) 申請者が、第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
  - (6) 第4号に規定する期間内に第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
  - (7) 申請者が、前項の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者である
  - (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき
  - (9) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 (略)

ないものであるとき。